

こんにちは！はこぶね行政書士事務所です！



十一月十五日は「いい遺言の日」

▼11月15日は「いい遺言の日」、同日から22日までは「夫婦の遺言週間」です。これは、親戚が集まる年末年始の前に、将来にわたり親戚が笑顔で集まれるように、相続の意識を日ごろから高めてもらうこと、また、夫婦で相続について考えてもらうきっかけに、と制定されたものです。

▼遺言は、遺産の分け方を指定できるだけではありません。「付言（ふげん）事項」で、大切なご家族・大切な方にメッセージを残すことができます。そのため「最後のラブレター」とも呼ばれています。



▼遺言は、さまざまなことを想定しつつ、法律にのっとった方法で作らないと、無効になったり、思いもしないトラブルを招くことがあります。遺言書を作成するときは、書類作成のプロである行政書士にご相談ください。

はこぶね行政書士事務所の紹介

▼遺言・相続・終活・在留資格（ビザ）を専門とする行政書士事務所です。二〇二一年十一月に開設しました。

▼行政書士は国家資格者で、市民のみならずと行政を結び役割を担っています。

こんな活動をしています！（8月～10月）

▼不動産の売買に伴う農地転用の手続きをお手伝いしました。現状が宅地であっても、登記簿の地目が田や畑の場合は、変更手続きが必要です。

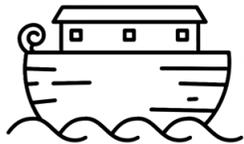


▼事実婚カップルの方からのご依頼で、事実婚契約公正証書作成のお手伝いをしました。医療・介護のことや、こどもの認知・教育のことなど、おふたりの間の約束ごとを契約書としてまとめておくと、パートナーとの話し合いをスムーズに進めるツールにすることができそうです。

▼老後の備えについての自主学習会で「身元保証と成年後見」と題してお話しをさせていただきました。身元保証と成年後見の違い、身元保証サービスの利用の必要性、事業者と契約するときの注意点などについて、参加者のみなさんと一緒に学びました。



▼老後の備えについての自主学習会で「身元保証と成年後見」と題してお話しをさせていただきました。身元保証と成年後見の違い、身元保証サービスの利用の必要性、事業者と契約するときの注意点などについて、参加者のみなさんと一緒に学びました。



はこぶね通信

2024年11月(No.2)

☎090-8576-3066

はこぶね行政書士事務所
(平日10:00～18:00)

立川市富士見町6-22-104
行政書士 佐野 元信
東京都行政書士会立川支部所属
登録番号第21082415号



お困りごと・気がかりなこと… 行政書士に相談してみませんか？



▼行政書士というと、「敷居が高い」と感じておられる方もいらっしゃるかもしれませんが。

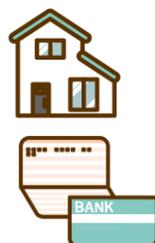
▼しかし、行政書士は市民のみならず、一番身近な行政手続と書類作成の専門家です。

▼例えば、次のようなことが相談できます。

・遺言書・エンディングノートなどの終活



・相続手続（銀行口座・自動車等の名義変更など）



・暮らしに関する手続（福祉、在留資格、内容証明、離婚協議書、車庫証明など）



・お仕事に関する手続（会社設立、建設業・飲食業・宅建業・古物商などの許認可申請）



▼必要に応じて他の専門家（弁護士・司法書士等）や専門機関と連携しながら問題解決のお手伝いをいたします。

▼行政書士には、法律で守秘義務が課せられています。どうぞ安心してご相談ください。

立川市役所での行政手続相談 (要予約)

- 日時：第2火曜日（祝日・年末年始を除く）
①9:20／②10:00／③10:40／④11:20
（相談時間は40分間）

- 場所：市民相談室（立川市役所3階）
- 対象：立川市在住・在勤・在学の方
- 相談料：無料
- ご予約・お問い合わせ：



立川市役所市民相談室 ☎042-528-4319（平日8:30～17:00）
※東京都行政書士会立川支部所属の行政書士がご相談におこたえます。

はこぶね行政書士事務所の生活相談 (要予約)

- 日時：日曜日・祝日・年末年始を除く13:00～20:00
（相談時間は60分間まで）
- 場所：対面相談（ご希望の場所に行政書士が伺います）
オンライン相談
- 相談料：初回無料（交通費・会場使用料は別途ご負担いただきます）
- ご予約・お問い合わせ：
はこぶね行政書士事務所 ☎090-8576-3066
（平日10:00～18:00）

